

# 普天間飛行場代替施設の基本計画について

平成14年7月29日

「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（平成11年12月28日閣議決定）に基づき、普天間飛行場代替施設の基本計画を次のとおり定める。

## 1 規模

### (1) 滑走路

ア 普天間飛行場代替施設（以下「代替施設」という。）の滑走路の数は、1本とする。

イ 滑走路の方向は、おおむね真方位N55°Eとする。

ウ 滑走路の長さは、2,000メートルとする。

### (2) 面積及び形状

ア 代替施設本体の面積は、最大約184ヘクタールとする。

イ 代替施設本体の形状は、おおむね長方形とする。長さ約2,500メートル、幅約730メートルとする。

## 2 工法

代替施設の建設は、埋立工法で行うものとする。

## 3 具体的建設場所

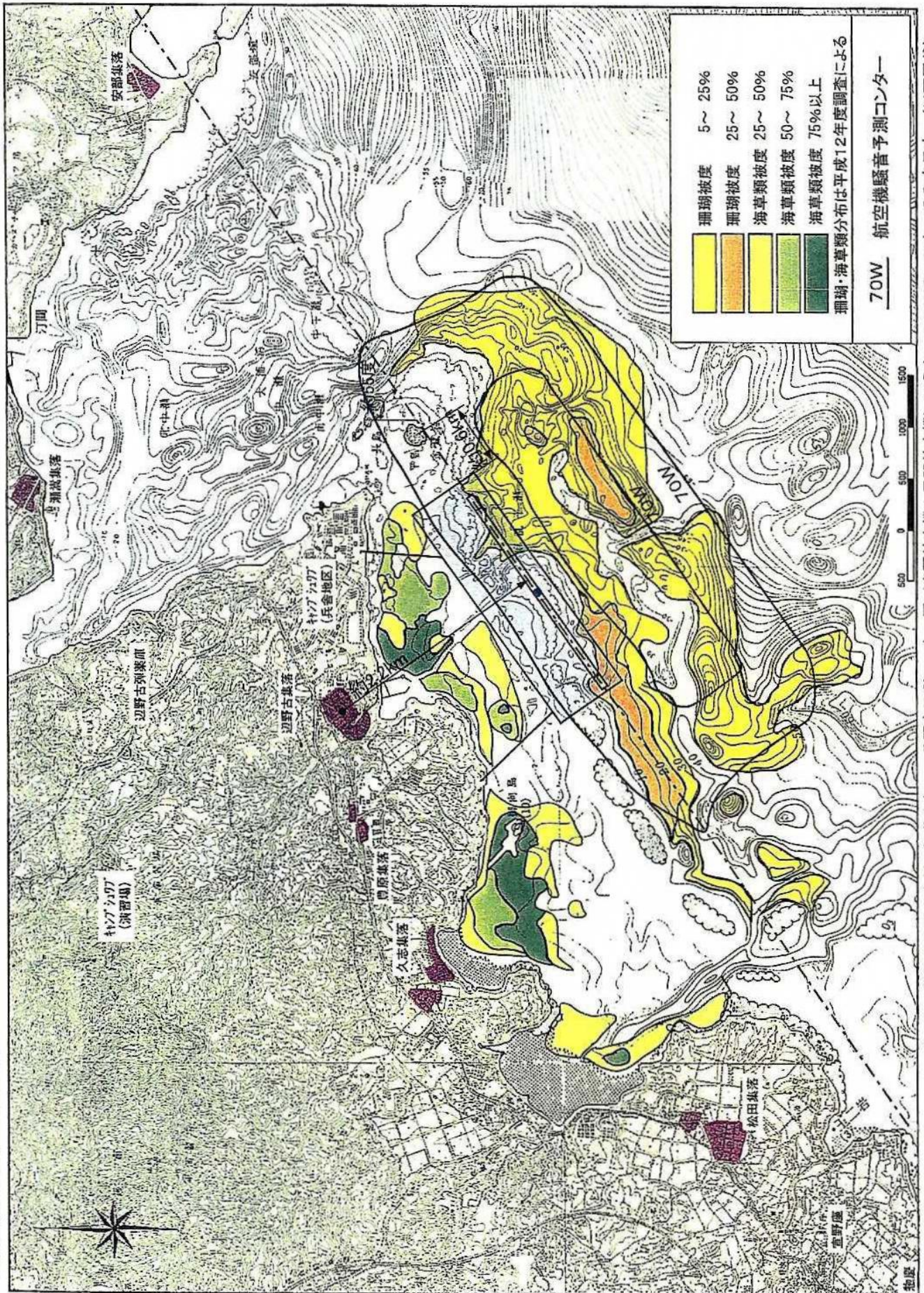
代替施設の具体的建設場所は、辺野古集落の中心（辺野古交番）から滑走路中心線までの最短距離が約2.2キロメートル、平島から代替施設本体までの最短距離が約0.6キロメートルの位置とする。（別図参照）

なお、同位置については、海底地形調査に基づく設計上の考慮や環境影響評価等を踏まえ、最終的に確定する。

## 4 環境対策

代替施設の建設に当たっては、環境影響評価を実施するとともに、その影響を最小限に止めるための適切な対策を講じる。

代替施設の具体的建設場所



(注) 航空機騒音予測コンター図は、第4回代替施設協議会資料に掲載されている騒音予測コンター図(米軍航空機+民間航空機)のうち、70Wのコンターのみを示す。(以下同じ)